

Title	或解釋
Sub Title	
Author	淺子, 勝二郎(Asako, Shojiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.3 (1930. 9) ,p.82(438)- 82(438)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300900-0082

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

或解釋

續日本紀卷第七、元正天皇の養老元年九月十七日の條は、養老改元の由來を物語る。この場合、醴泉は單に美泉を意味し、靈水を意味するに過ぎない。（今日の温泉を以てする所謂科學的解釋も或は可能であるかも知れない。がそれは元より當面の問題ではない）然しながら古今著聞集十訓抄の時代になるごと、それが酒泉に代り、孝子善行の報といふ佛教の道德思想を結合して、所謂「孝子養老瀧傳說」に迄發展してゐる。

私は今如何なる意味に於て、美泉が酒泉に改變し得たかといふことを考へる。

養老元年十二月二十二日の條に、

丁亥令美濃國、立春曉挹醴泉而貢於京都、爲醴酒也。

さあるのは文面少しく曖昧の憾なきを得ないが、この靈水を用ひて神酒を釀すことを指示してゐるのではなからうか。若しこの憶測が許されるならば、醴泉、少くとも多度山のそれは酒泉となる因縁を與へられたものといはなければならない。更にこの靈水がその儘酒になつたとすれば、その因縁はいよ／＼深いものであらねばならぬ。加ふるに養老改元の詔に

符瑞書曰、醴泉者美泉、可以養老、蓋水精也、

さある養老の「老」の内容が、年老いてあることからさしよりへ、換言すれば抽象的なものから普遍的なものに轉化しつゝに孝子が點綴せられ、「是れ即ち至孝の故に、天神地祇あはれび、その徳をあらはす云々」さある所謂「孝子養老瀧傳說」を構成するに至つたのであるまいか。（勿論播磨風土記、印南郡含藝里の條に、

天有酒山。大帶日子天皇御世酒泉湧出。故曰酒山。百姓飲者即醉相鬪相亂。故今埋塞。後庚午年有人堀出。于今猶有酒氣。

さある様な酒泉湧出の民間信仰の影響も閑却されではならないが）（淺子勝二郎）